

# 第149号 令和3年10月発行

## — 目 次 —

### 〈巻頭言〉

- ・ 会員各位へのメッセージ 理事長 長谷川 新 . . . . . 1

### 〈特集〉

- ・ 建設業法の改正に伴う技術検定制度の再編～「技士補」の新設とその役割について～ . . . . . 4
- ・ 「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」等の改正について . . . 9
- ・ 令和4年度 国土交通省・建設業関係予算 概算要求について . . . 29

### 〈機構主催の講習会〉

- ・ 機構主催の講習会 . . . . . 38

### 〈建設業行政等〉

#### 【行政情報】

- ・ 10月・11月・12月は「建設業取引適正化推進期間」です . . . . . 48
- ・ 入札契約適正化法に基づく実施状況調査結果の公表 . . . . . 52
- ・ 建設工事紛争取扱状況（令和2年度） . . . . . 65
- ・ 令和3年度下請取引等実態調査の実施 . . . . . 79

#### 【監督処分情報】

- ・ 監督処分情報（7～9月） . . . . . 81

### 〈独占禁止法関係〉

- ・ 中小事業者等取引公正化推進アクションプラン . . . . . 83

### 〈TOPICS〉

- ・ 「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」の公表について . . . . . 91

### 〈建設業の裁判事例紹介〉

- ・ No78 建設工事の騒音被害について不法行為による損害賠償請求が認められた事例 . . . . . 102

### 〈機構情報〉

- ・ 講習コース . . . . . 110
- ・ お役に立ってます！ 機構の講習会 . . . . . 112
- ・ 販売図書 . . . . . 115
- ・ 建設業取引適正化センター . . . . . 116
- ・ 建設業法令遵守ポスター . . . . . 118

## (特 集)

- ・ 建設業法の改正に伴う技術検定制度の再編～「技士補」の新設とその役割について～・・・ 4
- ・ 「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」等の改正について・・・ 9
- ・ 令和4年度 国土交通省・建設業関係予算 概算要求について・・・ 29

## 特集 1

### 建設業法の改正に伴う技術検定制度の再編

#### ～「技士補」の新設とその役割について～

#### 1 はじめに

建設工事では、適正かつ生産性の高い施工を確保するため、高い技術力を有する技術者を工事現場ごとに配置する必要があり、現場配置された技術者は、工事現場において適正な技術的判断や確認を行うとともに、問題が発生した際に臨機応変に対応できる専門技術・知見が求められています。

このような建設工事の特性を踏まえ、国土交通省では、建設工事に従事する技術者の施工技術の向上を図ることを目的として、建設業法第27条の規定に基づき、技術検定を行っています。令和元年6月に公布されたいわゆる「新・担い手3法」（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）では、技術検定制度の見直しが行われ、当該見直しに係る改正規定は令和3年4月1日に施行されました。これに伴って、技術検定制度が大きく変わり、本年度から新制度の下で試験が行われています。

変更点としては、これまでの技術検定では、学科試験と実地試験の両方の合格者に対して、「技士」の称号が付与されていましたが、今般の建設業法の改正により、第一次検定と第二次検定に再編成が行われ、第一次検定の合格者に対して「技士補」（今回の改正により新設）の称号が、第一次検定及び第二次検定の両方の合格者に対して「技士」の称号が付与されることとなりました。

7つある検定種目すべてについて、既に試験を踏まえた合格発表が行われ、初の「技士補」が誕生しています。以下では、新しい技術検定制度の内容及び新設された「技士補」の役割について紹介します。

#### 2 技術検定制度について

建設業法では、建設工事の施工に当たり、工事現場において施工の技術上の管理を統括する者として、主任技術者又は監理技術者の配置が義務付けられており、これら主任技術者又は監理技術者の要件の1つとして、「施工管理技士」の資格が位置付けられています。また、建設業の許可を受ける業種について、営業所専任技術者の配置が義務付けられており、営業所専任技術者の要件の1つとしても、「施工管理技士」の資格が位置付けられています。

この「施工管理技士」の資格を取得できる試験が国土交通省の行う技術検定であり、現在、7種目（建設機械施工管理、土木施工管理、建築施工管理、電気工

事施工管理、管工事施工管理、電気通信工事施工管理、造園施工管理)があり、さらに各種目には1級と2級の区分があります。それぞれの検定試験については、国土交通大臣の指定を受けた試験機関が実施しています。

改正前の建設業法においては、1級・2級ごとに、知識を評価する「学科試験」と応用能力を評価する「実地試験」の両方に合格した者に対して、「技士」の称号が付与されていました。

今般の建設業法の改正により、1級・2級ごとに、施工技術のうち基礎となる知識及び能力を有するかどうかを判定する「第一次検定」と施工技術のうち実務経験に基づいた技術上の管理及び指導監督に係る知識及び能力を有するかどうかを判定する「第二次検定」に再編成が行われました。そして、第一次検定の合格者に対して付与する称号として、「技士補」（1級の第一次検定の合格者には「1級技士補」、2級の第一次検定の合格者には「2級技士補」）が新設されました。さらに、第一次検定及び第二次検定の合格者に対しては、改正前と同様に、「技士」の称号が付与されます。

#### <技術検定制度の見直し>



この見直しを踏まえ、本年度から新しい技術検定制度がスタートしており、既に建設機械施工管理、土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理の4種目については、6、7月に実施された第一次検定の試験を踏まえ、7、8月に合格発表が行われており、この合格者に対して、初めて「技士補」の称号が付与されました。残る管工事施工管理、電気通信工事施工管理、造園施工管理の3種目についても、第一次検定の試験が9月に行われ、10月に合格発表がなされ、新しい制度の下、すべての検定種目において「技士補」が誕生しています。また、7種目の第二次検定についても、本年度中に試験及びそれを踏まえた合格発表が行われる予定です。

### 3 「技士補」の役割について

今回新設された「技士補」の役割としては、1級第一次検定に合格した「1級技士補」のうち、主任技術者の資格を有する者は、監理技術者の職務を補佐する

者として、早期に責任ある立場で活躍できるようになります。この説明を行うに当たり、まずは建設業法で規定されている技術者の配置のルールについて説明します。

建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するため、施工を行っている工事現場ごとに、主任技術者又は監理技術者の配置が義務付けられています。主任技術者と監理技術者の違いとしては、基本的にはすべての工事現場に主任技術者の配置が義務付けられていますが、発注者から元請として直接工事を請け負って、そのうち4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上を下請契約して施工する場合は、主任技術者にかえて監理技術者の配置が義務付けられています。主任技術者、監理技術者の主な役割、必要な資格等は下記のとおりです。

<配置しなければならない技術者（主任技術者、監理技術者）>

	建設業法におけるルール	建設業法根拠条文	主な役割	必要な資格等
主任技術者	建設業者は、請け負った建設工事を施工する場合には、請負金額の大小、元請・下請に関わらず、必ず工事現場に施工上の管理をつかさどる主任技術者を置かなければならない。（監理技術者を置く場合を除く。）	第26条第1項	施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事に従事する者の技術上の指導監督	1級国家資格、2級国家資格、実務経験など
監理技術者	発注者から元請として直接工事を請け負い、そのうち4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上を下請契約して施工する場合は、主任技術者にかえて監理技術者を置かなければならない。	第26条第2項	主任技術者の役割に加えて、施工を担当する全ての下請業者を適切に指導監督する総合的な役割	1級国家資格、実務経験など

建設工事現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、必要な資格を持った技術者の不足が課題となっており、限りある人材の有効活用が求められています。こうしたことを踏まえ、従来は建設工事の請負代金の額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の場合は、必ず監理技術者を工事現場に専任で配置する必要がありましたが、今般の建設業法の改正により、工事現場の技術者の配置義務の見直しが行われ、監理技術者の専任の緩和が行われました（法第26条）。具体的には、監理技術者を補佐する者（監理技術者補佐）を工事現場に専任で置く場合には、当該工事現場では監理技術者は専任である必要はなく、2つの現場を限度に兼任できることとなります。この監理技術者補佐になれるのが、

①主任技術者となることができる要件を満たす者であって、1級の技術検定の第一次検定に合格した者（「1級技士補」の称号を有する者）

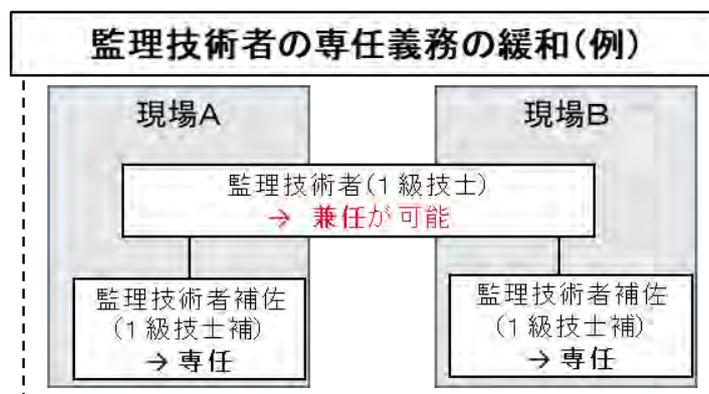
又は

②監理技術者となることができる要件を満たす者です。

なお、監理技術者が兼任できる2つの現場の範囲については、基本的には行き来できるような範囲を想定しており、その具体的な範囲は発注者によって決められます。

これまでは「技士」の資格を有するまで、学科試験と実施試験の両方に合格する必要があり、ある程度時間を要していましたが、今般の見直しにより「技士補」が新設され、「1級技士補」は監理技術者補佐として、早期に責任ある立場で現場の施工管理に携わり、活躍することができるようになりました。これにより、必要な資格を持った技術者の不足が課題となっている建設工事現場にとって、人材の有効活用につながることを期待されます。

#### <監理技術者の専任義務の緩和>



#### 4 おわりに

建設業では担い手不足、長時間労働が長らく課題となっており、業界全体で働き方改革の推進、生産性向上の取組が行われてきました。今般の建設業法改正における技術検定制度の見直し、「技士補」の新設及び技術者に関する規制の合理化等によって、限りある人材の有効活用が図られ、建設工事現場の生産性の向上につながっていくと考えられます。本年度からスタートした新しい技術検定制度に基づき、今後も「技士補」及び「技士」の資格を持った方々が現場を支えていくことが期待されています。

(建設業適正取引研究会)

## 2.(1) 監理技術者の専任の緩和(建設業法第26条)

### 【現 状】

- 建設工事の請負代金の額が3,500万円(建築一式工事にあつては7,000万円)以上である場合については、監理技術者は現場に専任の者でなければならぬ。

### 工事1

注文者



### 工事2

注文者

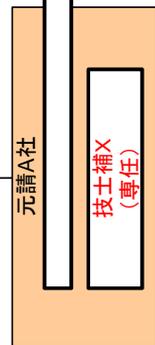


### 【改正後】

- 監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務を認めることとする。(2現場まで)
- 政令で定める者は、主任技術者要件を満たす者のうち、監理技術者の職務に係る基礎的な知識及び能力を有する者であること等とする。

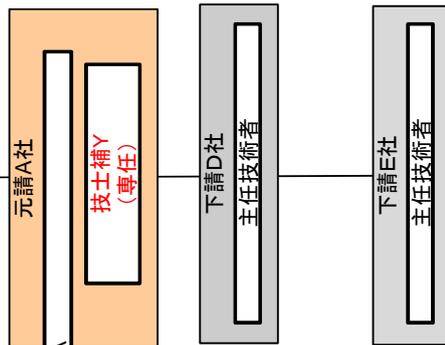
### 工事1

注文者



### 工事2

注文者



## 特集 2

### 「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」等の改正について

#### 1 はじめに

国土交通省では、建設業者の行う不正行為等に厳正に対処し、もって建設業に対する国民の信頼確保と不正行為等の未然防止に寄与することを目的として、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」を定めています。また、技術検定を不正の手段によって受け、又は受けようとする行為に厳正に対処し、もって技術検定の公正かつ適正な実施を確保することを目的として、「技術検定の受検禁止の措置に関する基準」を定めています。

技術検定試験においては、令和元年12月以降に複数の企業の社員が、所定の実務経験を充足せずに受検し、施工管理技士の資格を不正に取得し、また、これらの社員を監理技術者等として配置していた事態が発生しました。この事態を踏まえ、令和2年8月に国土交通省は有識者による「技術検定不正受検防止対策検討会」を設置し、不正受検の防止対策についての議論が行われました。同年11月に検討会の提言がとりまとめられ、その中で監督処分の厳格化等について検討すべき旨が提言されたところです。

これを受けて、本年7月に国土交通省は「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」及び「技術検定の受検禁止の措置に関する基準」を改正しましたので、以下では、背景及び改正概要等を紹介します。

#### 2 不正受検事案と「技術検定不正受検防止対策検討会」提言について

令和元年12月以降、複数の企業から、技術検定に関し、同社の職員が保有する施工管理技士について、受検時における実務経験に不備があったことなどが国土交通省に報告されました。この不正受検事案を受けて、令和2年8月に国土交通省が設置した「技術検定不正受検防止対策検討会」によると、不正受検の内容としては、以下の3つに大別されます。

- 認められない実務経験による受検
- 実務経験期間の不足
- 実務経験期間の重複

そして、これらの不正受検が発生した原因・背景としては、

- (1) 受検者・証明者の理解不足・認識不足・ミス

のみならず、

- (2) 受検者・証明者による虚偽・不正

によるものもありました。

さらに、これら不正受検によって施工管理技士資格を取得した職員の中には、実際に工事現場での監理技術者・主任技術者や営業所専任技術者として配置されたケースもあり、これは建設業法第26条（主任技術者及び監理技術者）、同法第7条・15条（営業所専任技術者）に違反します。今回の不正受検事案は、当該建設企業・職員に対する信頼の低下のみならず、建設業法上の技術検定制度そのものの信頼にも影響を与えかねない問題です。

そこで、今後の不正受検防止対策として、令和2年11月の「技術検定不正受検防止対策検討会」による提言においては、

- (1) 理解不足による申請ミスの防止対策
- (2) 受検者及び所属企業（証明者）による虚偽申請の抑止

の2つの観点から、対策がまとめられました。これを受けて国土交通省は実施可能な防止策から速やかに導入・実施するとともに、関係者による詳細な検討が必要な防止策についても、導入に向け速やかに検討に着手することとしました。

<「技術検定不正受検防止対策検討会」提言における主な対策とその導入時期>

	令和3年度中までに導入するもの	今後の検討を踏まえた上で導入するもの
(1) 理解不足による申請ミスの防止対策	①証明者による受検者経歴等の根拠資料の保有の周知徹底 ③「受検の手引き」の記載内容の改善 ④チェックリストの活用	②所属企業ごとに実務経験の証明を求める方法への見直し
(2) 受検者及び所属企業（証明者）による不正の抑止	⑦実務経験の証明に関する立入検査の実施 ⑧企業名公表	⑤受検申請書類の電子申請化と既存データベースとの連携 ⑥試験問題の見直し ⑨企業へのペナルティの明確化

特に、「⑨企業へのペナルティの明確化」については、具体的には以下のとおり提言されています。

- ・ これまでも不正に合格した者を技術者として配置している場合は監督処分を適用しているところであるが、継続的に虚偽の実務経験の証明を行っている上に不正に合格した者を繰り返し技術者として配置している場合など、悪質な事案については、監督処分の厳格化や罰則の適用の可能性などペナルティの強化策について検討する。

この監督処分の厳格化等の提言を踏まえて、国土交通省では関係者とさらに検討を行い、本年7月に「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」及び

「技術検定の受検禁止の措置に関する基準」を改正し、技術検定の不正受検対策の強化を図っています。

### 3 「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」等の改正概要について

本年7月に改正された基準等の改正概要は以下のとおりです。なお、2. の提言を踏まえた改正に加え、近年、建設業者の粗雑工事に関する社会的に注目を集める事案が相次いでいることから、粗雑工事を行った建設業者への対応の厳格化を目的とした改正、さらに賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和2年法律第60号）の一部規定が令和2年12月に施行されたことを受け、建設業者が同法に違反した際の監督処分の基準についての明確化を目的とした改正も併せて行われています。【 】内は基準等の該当条項です。

#### (1) 「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」について

##### ①主任技術者等の不設置等に係る営業停止処分の強化

###### 【三 監督処分の基準 2（3）「②主任技術者等の不設置等」】

- ・技術検定の受検又は監理技術者資格者証の交付申請に際し、虚偽の実務経験の証明を行うことによって、不正に資格又は監理技術者資格者証を取得した者を主任技術者又は監理技術者として工事現場に置いていた場合には、30日以上の営業停止処分とする。

##### ②粗雑工事等による重大な瑕疵に係る営業停止処分の強化

###### 【三 監督処分の基準 2（3）「③粗雑工事等による重大な瑕疵」】

- ・施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じたときは、15日以上の営業停止処分とする。
- ・ただし、低入札価格調査が行われた工事においては30日以上の営業停止処分とする。

##### ③賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の施行に伴う改正

###### 【三 監督処分の基準 2（4）「②建設工事の施工等に関する法令違反」iv】

- ・役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられた場合は3日以上の営業停止処分とする。
- ・賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第33条第2項に規定する指示処分を受けた場合に、建設業法に基づく指示処分とする。
- ・また、同法第34条第2項の規定により、特定賃貸借契約の締結について勧誘を行うことを停止すべき命令を受けた場合は3日以上の営業停止処分とする。

(2) 「技術検定の受検禁止の措置に関する基準」について

【4. 措置の基準 (1) 「②出願に関する不正行為」】

- ・虚偽の出願における3年の受検禁止に加え、制度の不理解等による出願に関する不正行為についても、原則1年の受検禁止とする規定を追加する。

4 おわりに

令和元年6月の建設業法改正では技術検定制度についても見直しが行われており、本年4月から改正後の技術検定制度がスタートしています。改正建設業法では、「技士補」の新設とともに、適切な施工の確保に留意しつつ、技術者の配置を合理化する規定も設けられました。これらの建設業法の改正は、適切な技術検定制度に基づき、技術力を有する技術者が配置されていることが大前提となっています。したがって、技術検定の不正受検は建設業法の技術者制度の主旨を没却するとともに、建設業界に対する信頼を著しく損なうものであることを改めてご認識の上、適切な実務経験の証明などの徹底をお願いします。

なお、ご参考までに、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」及び「技術検定の受検禁止の措置に関する基準」の今回の改正箇所が分かるように新旧対照表を掲載します。

(建設業適正取引研究会)

## 建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 新旧対照表

(傍線部分は変更部分)

改正後 (令和3年7月26日)	改正前 (令和2年9月30日)
<p>建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準</p> <p><b>一 趣旨</b></p> <p>本基準は、建設業者による不正行為等について、国土交通大臣が監督処分を行う場合の統一的な基準を定めることにより、建設業者の行う不正行為等に厳正に対処し、もって建設業に対する国民の信頼確保と不正行為等の未然防止に寄与することを目的とする。</p> <p><b>二 総則</b></p> <p><b>1 監督処分の基本的考え方</b></p> <p>建設業者の不正行為等に対する監督処分は、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進するという建設業法の目的を踏まえつつ、本基準に従い、当該不正行為等の内容・程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案して行うものとする。</p> <p><b>2 監督処分の対象</b></p> <p><b>(1) 地域</b></p> <p>監督処分は、地域を限定せずに行うことを基本とする。ただし、営業停止処分を行う場合において、不正行為等が地域的に限定され当該地域の担当部門のみで処理されたことが明らかかな場合は、必要に応じ地域を限って処分を</p>	<p>建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準</p> <p><b>一 趣旨</b></p> <p>本基準は、建設業者による不正行為等について、国土交通大臣が監督処分を行う場合の統一的な基準を定めることにより、建設業者の行う不正行為等に厳正に対処し、もって建設業に対する国民の信頼確保と不正行為等の未然防止に寄与することを目的とする。</p> <p><b>二 総則</b></p> <p><b>1 監督処分の基本的考え方</b></p> <p>建設業者の不正行為等に対する監督処分は、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進するという建設業法の目的を踏まえつつ、本基準に従い、当該不正行為等の内容・程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案して行うものとする。</p> <p><b>2 監督処分の対象</b></p> <p><b>(1) 地域</b></p> <p>監督処分は、地域を限定せずに行うことを基本とする。ただし、営業停止処分を行う場合において、不正行為等が地域的に限定され当該地域の担当部門のみで処理されたことが明らかかな場合は、必要に応じ地域を限って処分を</p>

行うこととする。この場合においては、当該不正行為等が行われた地域を管轄する地方整備局又は北海道開発局（当該地域が沖縄県の区域にあっては沖縄総合事務局）の管轄区域全域（九州地方整備局にあっては沖縄県の区域全域を、沖縄総合事務局にあっては九州地方整備局の管轄区域全域を含む。）における処分を行うことを基本として地域を決定することとする。なお、役員等が不正行為等を行ったときは、代表権の有無にかかわらず、地域を限った処分は行わない。

## (2) 業種

監督処分は、業種を限定せずに行うことを基本とする。ただし、営業停止処分を行う場合において、不正行為等が他と区別された特定の工事の種別（土木、建築等）に係る部門のみで発生したことが明らかなきは、必要に応じ当該工事の種別に応じた業種について処分を行うこととする。この場合においては、不正行為等に関連する業種について一括して処分を行うこととし、原則として許可業種ごとに細分化した処分は行わない。

## (3) 請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分

建設工事の請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分は、公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。）の請負契約（当該公共工事について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。）に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事に係るものについて、それ以外の工事の請負契約に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事以外の工事に係るものについて、それぞれ行うものとする。

## 3 監督処分等の時期等

(1) 他法令違反に係る監督処分については、原則として、その刑の確定、排除措置命令又は課徴金納付命令の確定等の法令違反の事実が確定した時点で行うことを基本とするが、その違反事実が明白な場合は、刑の確定等を待たずに行うことを妨げるものではない。

行うこととする。この場合においては、当該不正行為等が行われた地域を管轄する地方整備局又は北海道開発局（当該地域が沖縄県の区域にあっては沖縄総合事務局）の管轄区域全域（九州地方整備局にあっては沖縄県の区域全域を、沖縄総合事務局にあっては九州地方整備局の管轄区域全域を含む。）における処分を行うことを基本として地域を決定することとする。なお、役員等が不正行為等を行ったときは、代表権の有無にかかわらず、地域を限った処分は行わない。

## (2) 業種

監督処分は、業種を限定せずに行うことを基本とする。ただし、営業停止処分を行う場合において、不正行為等が他と区別された特定の工事の種別（土木、建築等）に係る部門のみで発生したことが明らかなきは、必要に応じ当該工事の種別に応じた業種について処分を行うこととする。この場合においては、不正行為等に関連する業種について一括して処分を行うこととし、原則として許可業種ごとに細分化した処分は行わない。

## (3) 請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分

建設工事の請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分は、公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。）の請負契約（当該公共工事について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。）に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事に係るものについて、それ以外の工事の請負契約に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事以外の工事に係るものについて、それぞれ行うものとする。

## 3 監督処分等の時期等

(1) 他法令違反に係る監督処分については、原則として、その刑の確定、排除措置命令又は課徴金納付命令の確定等の法令違反の事実が確定した時点で行うことを基本とするが、その違反事実が明白な場合は、刑の確定等を待たずに行うことを妨げるものではない。

- (2) 贈賄等の容疑で役員等又は他の職員（以下「役職員」という。）が逮捕された場合など社会的影響の大きい事案については、営業停止処分その他法令上の必要な措置を行うまでに相当の期間を要すると見込まれるときは、これらの措置を行う前に、まず、法令遵守のための社内体制の整備等を求めることを内容とする勧告を書面で行うこととする。
- (3) 公正取引委員会による警告が行われた場合、建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大である場合、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合等で必要があるときは、監督処分に至らない場合であっても、勧告等の措置を機動的に行うこととする。
- (4) 指示処分を行った場合においては、建設業者が当該指示に従っているかどうかの点検、調査を行う等の所要の措置を講ずることとする。

#### 4 不正行為等が複合する場合の監督処分

不正行為等が複合する場合の監督処分の基準は、次のとおりとする。なお、情状により、必要な加重又は減軽を行うことを妨げないものとする。

##### (1) 一の不正行為等が二以上の処分事由に該当するとき

当該処分事由に係る監督処分の基準のうち当該建設業者に対して最も重い処分を課すこととなるものに従い、監督処分を行うこととする。

##### (2) 複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当するとき

###### ① 建設業者の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、それぞれが営業停止処分事由に当たるとき

イ 複数の不正行為等が二の営業停止処分事由に該当するときは、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間の合計により営業停止処分を行うこととする。ただし、一の不正行為等が他の不正行為等の手段又は結果として行われたことが明らかなきは、それぞれの処分事由に係る監督処分の基準のうち当該建設業者に対して重い処分を課すこととなるものについて、営業停止の期間を2分の3倍に加重して行うこととする。

(2) 贈賄等の容疑で役員等又は他の職員（以下「役職員」という。）が逮捕された場合など社会的影響の大きい事案については、営業停止処分その他法令上の必要な措置を行うまでに相当の期間を要すると見込まれるときは、これらの措置を行う前に、まず、法令遵守のための社内体制の整備等を求めることを内容とする勧告を書面で行うこととする。

(3) 公正取引委員会による警告が行われた場合、建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大である場合、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合等で必要があるときは、監督処分に至らない場合であっても、勧告等の措置を機動的に行うこととする。

(4) 指示処分を行った場合においては、建設業者が当該指示に従っているかどうかの点検、調査を行う等の所要の措置を講ずることとする。

#### 4 不正行為等が複合する場合の監督処分

不正行為等が複合する場合の監督処分の基準は、次のとおりとする。なお、情状により、必要な加重又は減軽を行うことを妨げないものとする。

##### (1) 一の不正行為等が二以上の処分事由に該当するとき

当該処分事由に係る監督処分の基準のうち当該建設業者に対して最も重い処分を課すこととなるものに従い、監督処分を行うこととする。

##### (2) 複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当するとき

###### ① 建設業者の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、それぞれが営業停止処分事由に当たるとき

イ 複数の不正行為等が二の営業停止処分事由に該当するときは、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間の合計により営業停止処分を行うこととする。ただし、一の不正行為等が他の不正行為等の手段又は結果として行われたことが明らかなきは、それぞれの処分事由に係る監督処分の基準のうち当該建設業者に対して重い処分を課すこととなるものについて、営業停止の期間を2分の3倍に加重して行うこととする。

<p>ロ 複数の不正行為等が三以上の営業停止処分手由に該当するときは、情状により、イに定める期間に必要な加重を行うものとする。</p> <p>② 建設業者の複数の不正行為等が二以上の処分手由に該当する場合で、ある行為が営業停止処分手由に該当し、他の行為が指示処分手由に該当するとき</p> <p>営業停止処分手由に該当する行為については上記二4（2）①又は下記三の定めるところにより営業停止処分を行い、指示処分手由に該当する行為については当該事由について指示処分を行うこととする。</p> <p>③ 建設業者の複数の不正行為等が二以上の処分手由に該当する場合で、それぞれが指示処分手由に当たるとき</p> <p>原則として指示処分を行うこととする。なお、不正行為等が建設業法第28条第1項各号の一に該当するものは、当該不正行為等の内容・程度等により、営業停止処分を行うことを妨げないものとする。</p> <p>(3) 複数の不正行為等が一の処分手由に2回以上該当するとき</p> <p>① 建設業者の複数の不正行為等が一の営業停止処分手由に2回以上該当するとき</p> <p>当該処分手由に係る監督処分の基準について、営業停止の期間を2分の3倍に加重した上で、当該加重後の基準に従い、営業停止処分を行うこととする。</p> <p>② 建設業者の複数の不正行為等が一の指示処分手由に2回以上該当するとき</p> <p>原則として指示処分を行うこととする。なお、不正行為等が建設業法第28条第1項各号の一に該当するものは、当該不正行為等の内容・程度等により、営業停止処分を行うことを妨げないものとする。</p> <p>5 不正行為等を重ねて行った場合の加重</p> <p>(1) 営業停止処分を受けた者が再び営業停止処分を受ける場合</p> <p>営業停止処分を受けた建設業者が、当該営業停止の期間の満了後3年を経</p>	<p>ロ 複数の不正行為等が三以上の営業停止処分手由に該当するときは、情状により、イに定める期間に必要な加重を行うものとする。</p> <p>② 建設業者の複数の不正行為等が二以上の処分手由に該当する場合で、ある行為が営業停止処分手由に該当し、他の行為が指示処分手由に該当するとき</p> <p>営業停止処分手由に該当する行為については上記二4（2）①又は下記三の定めるところにより営業停止処分を行い、指示処分手由に該当する行為については当該事由について指示処分を行うこととする。</p> <p>③ 建設業者の複数の不正行為等が二以上の処分手由に該当する場合で、それぞれが指示処分手由に当たるとき</p> <p>原則として指示処分を行うこととする。なお、不正行為等が建設業法第28条第1項各号の一に該当するものは、当該不正行為等の内容・程度等により、営業停止処分を行うことを妨げないものとする。</p> <p>(3) 複数の不正行為等が一の処分手由に2回以上該当するとき</p> <p>① 建設業者の複数の不正行為等が一の営業停止処分手由に2回以上該当するとき</p> <p>当該処分手由に係る監督処分の基準について、営業停止の期間を2分の3倍に加重した上で、当該加重後の基準に従い、営業停止処分を行うこととする。</p> <p>② 建設業者の複数の不正行為等が一の指示処分手由に2回以上該当するとき</p> <p>原則として指示処分を行うこととする。なお、不正行為等が建設業法第28条第1項各号の一に該当するものは、当該不正行為等の内容・程度等により、営業停止処分を行うことを妨げないものとする。</p> <p>5 不正行為等を重ねて行った場合の加重</p> <p>(1) 営業停止処分を受けた者が再び営業停止処分を受ける場合</p> <p>営業停止処分を受けた建設業者が、当該営業停止の期間の満了後3年を経</p>
---	---

過するまでの間に再び同種の不正行為等を行った場合において、当該不正行為等に対する営業停止処分を行うときは、状況により、必要な加重を行うこととする。なお、先行して行われた営業停止処分の処分日より前に行われた不正行為等により再び営業停止処分を受ける場合は、この限りでない。

## (2) 指示処分を受けた者が指示に従わなかった場合

建設業者が指示の内容を実行しなかった場合又は指示処分を受けた日から3年を経過するまでの間に指示に違反して再び類似の不正行為等を行った場合（技術者の専任義務違反により指示処分を受けた建設業者が再び専任義務違反を犯すなどの場合をいう。）には、状況を重くみて、営業停止処分を行うこととする。

## 6 営業停止処分により停止を命ずる行為

営業停止処分により停止を命ずる行為は、請負契約の締結及び入札、見積り等これに付随する行為とする。営業停止処分を受けた建設業者が当該営業停止の期間中に行えない行為及び当該営業停止の期間中でも行える行為の例は、別表のとおりとする。

## 7 不正行為等を行った企業に合併等があったときの監督処分

不正行為等を行った建設業者（以下「行為者」という。）が、不正行為等の後に建設業法第17条の2の規定による建設業の譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割を行った場合又は同法第17条の3の規定による相続をした場合は、行為者の建設業者としての地位を承継した建設業者（以下「承継者」という。）に対して監督処分を行う。

また、行為者の営業を同法第17条の2又は同法第17条の3の規定によらずに承継した場合であっても承継者の建設業の営業が、行為者の建設業の営業と継続性及び同一性を有すると認められるときは、

- ① 行為者が当該建設業を廃業している場合には、承継者に対して監督処分を行う。
- ② 行為者及び承継者がともに当該建設業を営んでいる場合には、両者に対して監督処分を行う。

過するまでの間に再び同種の不正行為等を行った場合において、当該不正行為等に対する営業停止処分を行うときは、状況により、必要な加重を行うこととする。なお、先行して行われた営業停止処分の処分日より前に行われた不正行為等により再び営業停止処分を受ける場合は、この限りでない。

## (2) 指示処分を受けた者が指示に従わなかった場合

建設業者が指示の内容を実行しなかった場合又は指示処分を受けた日から3年を経過するまでの間に指示に違反して再び類似の不正行為等を行った場合（技術者の専任義務違反により指示処分を受けた建設業者が再び専任義務違反を犯すなどの場合をいう。）には、状況を重くみて、営業停止処分を行うこととする。

## 6 営業停止処分により停止を命ずる行為

営業停止処分により停止を命ずる行為は、請負契約の締結及び入札、見積り等これに付随する行為とする。営業停止処分を受けた建設業者が当該営業停止の期間中に行えない行為及び当該営業停止の期間中でも行える行為の例は、別表のとおりとする。

## 7 不正行為等を行った企業に合併等があったときの監督処分

不正行為等を行った建設業者（以下「行為者」という。）が、不正行為等の後に建設業法第17条の2の規定による建設業の譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割を行った場合又は同法第17条の3の規定による相続をした場合は、行為者の建設業者としての地位を承継した建設業者（以下「承継者」という。）に対して監督処分を行う。

また、行為者の営業を同法第17条の2又は同法第17条の3の規定によらずに承継した場合であっても承継者の建設業の営業が、行為者の建設業の営業と継続性及び同一性を有すると認められるときは、

- ① 行為者が当該建設業を廃業している場合には、承継者に対して監督処分を行う。
- ② 行為者及び承継者がともに当該建設業を営んでいる場合には、両者に対して監督処分を行う。

### 三 監督処分の基準

#### 1 基本的考え方

##### (1) 建設業法第28条第1項各号の一に該当する不正行為等があった場合

当該不正行為等が故意又は重過失によるときは原則として営業停止処分を、その他の事由によるときは原則として指示処分を行うこととする。なお、個々の監督処分を行うに当たっては、情状により、必要な加重又は減軽を行うことを妨げない。

##### (2) (1) 以外の不正行為等があった場合

① 建設業法の規定（第19条の3、第19条の4、第19条の5、第24条の3第1項、第24条の4、第24条の5並びに第24条の6第3項及び第4項を除き、入札契約適正化法第15条第1項の規定により読み替えて適用される第24条の8第1項、第2項及び第4項を含む。）、入札契約適正化法第15条第2項若しくは第3項の規定又は履行確保法第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条の規定に違反する行為を行ったとき

指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第11条、第19条、第40条、第40条の3違反等がこれに該当するものとする。

##### ② 建設業法第19条の5の規定に違反する行為を行ったとき

注文者が建設業者であって、通常必要と認められる期間に比べ著しく短い期間を工期とした請負契約を締結した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者に対して必要な勧告を行うこととし、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、指示処分を行うこととする。

##### (3) 不正行為等に関する建設業者の情状が特に重い場合又は建設業者が営業停止処分に違反した場合

建設業法第29条の規定により、許可の取消しを行うこととする。

#### 2 具体的基準

### 三 監督処分の基準

#### 1 基本的考え方

##### (1) 建設業法第28条第1項各号の一に該当する不正行為等があった場合

当該不正行為等が故意又は重過失によるときは原則として営業停止処分を、その他の事由によるときは原則として指示処分を行うこととする。なお、個々の監督処分を行うに当たっては、情状により、必要な加重又は減軽を行うことを妨げない。

##### (2) (1) 以外の不正行為等があった場合

① 建設業法の規定（第19条の3、第19条の4、第19条の5、第24条の3第1項、第24条の4、第24条の5並びに第24条の6第3項及び第4項を除き、入札契約適正化法第15条第1項の規定により読み替えて適用される第24条の8第1項、第2項及び第4項を含む。）、入札契約適正化法第15条第2項若しくは第3項の規定又は履行確保法第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条の規定に違反する行為を行ったとき

指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第11条、第19条、第40条、第40条の3違反等がこれに該当するものとする。

##### ② 建設業法第19条の5の規定に違反する行為を行ったとき

注文者が建設業者であって、通常必要と認められる期間に比べ著しく短い期間を工期とした下請契約を締結した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者に対して必要な勧告を行うこととし、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、指示処分を行うこととする。

##### (3) 不正行為等に関する建設業者の情状が特に重い場合又は建設業者が営業停止処分に違反した場合

建設業法第29条の規定により、許可の取消しを行うこととする。

#### 2 具体的基準

**(1) 公衆危害**

建設業者が建設工事を適切に施工しなかつたために、公衆に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、その役職員が業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。それ以外の場合であつて、危害の程度が軽微であると認められるときには、指示処分を行うこととする。

また、建設業者が建設工事を適切に施工しなかつたために公衆に危害を及ぼすおそれが大であるときは、直ちに危害を防止する措置を行うよう勧告を行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

なお、違反行為が建設資材に起因するものであると認められるときは、必要に応じ、指示処分を行うこととする。

**(2) 建設業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（公契約関係競売等妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反）**

a 代表権のある役員等（建設業者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が刑に処せられた場合は、1年間の営業停止処分を行うこととする。

b 代表権のない役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられたときは120日以上の営業停止処分を行うこととする。

c a又はb以外の場合は、60日以上の営業停止処分を行うこととする。

d 独占禁止法に基づき排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があつた場合（独占禁止法第7条の2第18項に基づく通知を受けた場合を含む。）は、30日以上の営業停止処分を行うこととする。

e a～dにより営業停止処分（独占禁止法第3条違反に係るものに限る。）を受けた建設業者に対して、当該営業停止の期間の満了後10年を経過するまでの間にa～dに該当する事由（独占禁止法第3条違反に係るものに限る。）があつた場合は、a～dにかかわらず、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間を2倍に加重して、1年を超えない範囲で営業停止処分を行うこととする。

**(3) 請負契約に関する不誠実な行為****(1) 公衆危害**

建設業者が建設工事を適切に施工しなかつたために、公衆に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、その役職員が業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。それ以外の場合であつて、危害の程度が軽微であると認められるときには、指示処分を行うこととする。

また、建設業者が建設工事を適切に施工しなかつたために公衆に危害を及ぼすおそれが大であるときは、直ちに危害を防止する措置を行うよう勧告を行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

なお、違反行為が建設資材に起因するものであると認められるときは、必要に応じ、指示処分を行うこととする。

**(2) 建設業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（公契約関係競売等妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反）**

a 代表権のある役員等（建設業者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が刑に処せられた場合は、1年間の営業停止処分を行うこととする。

b 代表権のない役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられたときは120日以上の営業停止処分を行うこととする。

c a又はb以外の場合は、60日以上の営業停止処分を行うこととする。

d 独占禁止法に基づき排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があつた場合（独占禁止法第7条の2第18項に基づく通知を受けた場合を含む。）は、30日以上の営業停止処分を行うこととする。

e a～dにより営業停止処分（独占禁止法第3条違反に係るものに限る。）を受けた建設業者に対して、当該営業停止の期間の満了後10年を経過するまでの間にa～dに該当する事由（独占禁止法第3条違反に係るものに限る。）があつた場合は、a～dにかかわらず、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間を2倍に加重して、1年を超えない範囲で営業停止処分を行うこととする。

**(3) 請負契約に関する不誠実な行為**

建設業者が請負契約に関し（入札、契約の締結・履行、契約不適合責任の履行その他の建設工事の請負契約に関する全ての過程をいう。）、社会通念上建設業者が有すべき誠実性を欠くものと判断されるものについては、次のとおり監督処分を行うこととする。

### ① 虚偽申請

- i 公共工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をしたときその他公共工事の入札及び契約手続について不正行為等を行ったとき（iiに規定される場合を除く。）は、15日以上の営業停止処分を行うこととする。
- ii 完成工事高の水増し等の虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたときは、30日以上の営業停止処分を行うこととする。この場合に於いて、平成20年国土交通省告示第85号第一の四の5の（一）に規定する監査の受審状況において加点され、かつ、監査の受審の対象となつた計算書類、財務諸表等の内容に虚偽があつたときには、45日以上の営業停止処分を行うこととする。

### ② 主任技術者等の不設置等

建設業法第26条の規定に違反して主任技術者又は監理技術者を置かなかつたとき（資格要件を満たさない者を置いたときを含み、同法第26条の3第1項の規定により特定専門工事の下請負人が主任技術者を置くことを要しないとされているときを除く。）は、15日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、技術検定の受検又は監理技術者資格者の交付申請に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによつて、不正に資格又は監理技術者資格者証を取得した者を主任技術者又は監理技術者として工事現場に置いていた場合には、30日以上の営業停止処分を行うこととする。また、工事現場に置かれた主任技術者又は監理技術者が、同法第26条第3項又は同法第26条の3第6項第2号に規定する専任義務に違反する場合には、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

建設業者が請負契約に関し（入札、契約の締結・履行、契約不適合責任の履行その他の建設工事の請負契約に関する全ての過程をいう。）、社会通念上建設業者が有すべき誠実性を欠くものと判断されるものについては、次のとおり監督処分を行うこととする。

### ① 虚偽申請

- i 公共工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をしたときその他公共工事の入札及び契約手続について不正行為等を行ったとき（iiに規定される場合を除く。）は、15日以上の営業停止処分を行うこととする。
- ii 完成工事高の水増し等の虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたときは、30日以上の営業停止処分を行うこととする。この場合に於いて、平成20年国土交通省告示第85号第一の四の5の（一）に規定する監査の受審状況において加点され、かつ、監査の受審の対象となつた計算書類、財務諸表等の内容に虚偽があつたときには、45日以上の営業停止処分を行うこととする。

### ② 主任技術者等の不設置等

建設業法第26条の規定に違反して主任技術者又は監理技術者を置かなかつたとき（資格要件を満たさない者を置いたときを含み、同法第26条の3第1項の規定により特定専門工事の下請負人が主任技術者を置くことを要しないとされているときを除く。）は、15日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、工事現場に置かれた主任技術者又は監理技術者が、同法第26条第3項又は同法第26条の3第6項第2号に規定する専任義務に違反する場合には、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

### ③ 粗雑工事等による重大な瑕疵

施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じたときは、15日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、低入札価格調査が行われた工事である場合には、30日以上の営業停止処分を行うこととする。

### ④ 施工体制台帳等の不作成

施工体制台帳又は施工体系図の作成を怠ったとき、又は虚偽の施工体制台帳又は施工体系図の作成を行ったときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

## (4) 建設工事の施工等に関する他法令違反

他法令違反の例は次のとおりであるが、監督処分に当たっては、他法令違反の確認と併せて、当該違反行為の内容・程度、建設業の営業との関連等を総合的に勘案し、建設業者として不適当であるか否かの認定を行うこととする。

なお、法人に係る他法令違反については、役員等若しくは政令で定める使用人又は法人自体に他法令違反が認められる場合に監督処分を行うこととする。

### ① 労働安全衛生法違反等（工事関係者事故等）

役職員が労働安全衛生法違反により刑に処せられた場合は、指示処分を行うこととする。ただし、工事関係者に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、特に重大な事故を生じさせたと認められる場合には、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

### ② 建設工事の施工等に関する法令違反

#### i 建築基準法違反等

- a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。
- b 建築基準法第9条に基づく措置命令等建設業法施行令第3条の2第

### ③ 粗雑工事等による重大な瑕疵

施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じたときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

### ④ 施工体制台帳等の不作成

施工体制台帳又は施工体系図の作成を怠ったとき、又は虚偽の施工体制台帳又は施工体系図の作成を行ったときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

## (4) 建設工事の施工等に関する他法令違反

他法令違反の例は次のとおりであるが、監督処分に当たっては、他法令違反の確認と併せて、当該違反行為の内容・程度、建設業の営業との関連等を総合的に勘案し、建設業者として不適当であるか否かの認定を行うこととする。

なお、法人に係る他法令違反については、役員等若しくは政令で定める使用人又は法人自体に他法令違反が認められる場合に監督処分を行うこととする。

### ① 労働安全衛生法違反等（工事関係者事故等）

役職員が労働安全衛生法違反により刑に処せられた場合は、指示処分を行うこととする。ただし、工事関係者に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、特に重大な事故を生じさせたと認められる場合には、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

### ② 建設工事の施工等に関する法令違反

#### i 建築基準法違反等

- a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。
- b 建築基準法第9条に基づく措置命令等建設業法施行令第3条の2第

1号等に規定する命令を受けた場合は指示処分を行うこととし、当該命令に違反した場合は3日以上の営業停止処分を行うこととする。

c 建築基準法の違反が建設資材に起因するものであると認められるときは、必要に応じ、指示処分を行うこととする。

## ii 廃棄物処理法違反、労働基準法違反等

役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

## iii 特定商取引に関する法律違反

- a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。
- b 特定商取引に関する法律第7条等に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。
- また、同法第8条第1項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

## iv 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律違反

- a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。
- b 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第33条第2項に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。
- また、同法第34条第2項の規定により、特定賃貸借契約の締結について勧誘を行うことを停止すべき命令を受けた場合は、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

## ③ 信用失墜行為等

### i 法人税法、消費税法等の税法違反

役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停

1号等に規定する命令を受けた場合は指示処分を行うこととし、当該命令に違反した場合は3日以上の営業停止処分を行うこととする。

- c 建築基準法の違反が建設資材に起因するものであると認められるときは、必要に応じ、指示処分を行うこととする。

## ii 廃棄物処理法違反、労働基準法違反等

役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

## iii 特定商取引に関する法律違反

- a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。
- b 特定商取引に関する法律第7条等に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。
- また、同法第8条第1項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

## ③ 信用失墜行為等

### i 法人税法、消費税法等の税法違反

役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停

止処分を行うこととする。

ii **暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反（第32条の3第7項の規定を除く。）等**

役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられた場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

④ **健康保険法違反、厚生年金保険法違反、雇用保険法違反**

- i 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。
- ii 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険（以下「健康保険等」という。）に未加入であり、かつ、保険担当部局による立入検査を正当な理由がなく複数回拒否する等、再三の加入指導等に従わず引き続き健康保険等に未加入の状態を継続し、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法に違反していることが保険担当部局からの通知により確認された場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、3日以上とする。

(5) **一括下請負等**

- a 建設業者が建設業法第22条の規定に違反したときは、15日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、元請負人が施工管理等について契約を誠実に履行しない場合等、建設仕事を他の建設業者から一括して請け負った建設業者に酌量すべき情状があるときは、営業停止の期間について必要な減軽を行うこととする。
- b 建設業者が建設業法第26条の3第8項の規定に違反したときは、15日以上の営業停止処分を行うこととする。

(6) **主任技術者等の変更**

主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められるときは、直ちに当該技術者の変更の勧告を書面で行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。

止処分を行うこととする。

ii **暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反（第32条の3第7項の規定を除く。）等**

役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられた場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

④ **健康保険法違反、厚生年金保険法違反、雇用保険法違反**

- i 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。
- ii 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険（以下「健康保険等」という。）に未加入であり、かつ、保険担当部局による立入検査を正当な理由がなく複数回拒否する等、再三の加入指導等に従わず引き続き健康保険等に未加入の状態を継続し、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法に違反していることが保険担当部局からの通知により確認された場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、3日以上とする。

(5) **一括下請負等**

- a 建設業者が建設業法第22条の規定に違反したときは、15日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、元請負人が施工管理等について契約を誠実に履行しない場合等、建設仕事を他の建設業者から一括して請け負った建設業者に酌量すべき情状があるときは、営業停止の期間について必要な減軽を行うこととする。
- b 建設業者が建設業法第26条の3第8項の規定に違反したときは、15日以上の営業停止処分を行うこととする。

(6) **主任技術者等の変更**

主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められるときは、直ちに当該技術者の変更の勧告を書面で行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。

る。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

#### (7) 無許可業者等との下請契約

- a 建設業者が、建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者と下請契約を締結したときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、建設業者に酌量すべき情状があるときは、必要な減軽を行うこととする。
- b 建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したときは、当該建設業者及び当該特定建設業者以外の建設業を営む者で一般建設業者であるものに対し、7日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、建設業者に酌量すべき情状があるときは、必要な減軽を行うこととする。
- c 建設業者が、情を知って、営業停止処分を受けた者等と下請契約を締結したときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

#### (8) 履行確保法違反

- a 履行確保法第5条の規定に違反した場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、15日以上とする。
- b 履行確保法第3条第1項又は第7条第1項の規定に違反した場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

#### 四 その他

- ① 建設業許可又は経営事項審査に係る虚偽申請等建設業法に規定する罰則の適用対象となる不正行為等については、告発をもって臨むなど、法の厳正な運用に努めることとする。
- ② 不正行為等に対する監督処分に係る調査等は、原則として、当該不正行為等があった時から3年以内に行うものとする。ただし、他法令違反等に係る監督処分事由に該当する不正行為等であって、公訴提起されたもの等については、この限りでない。

る。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

#### (7) 無許可業者等との下請契約

- a 建設業者が、建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者と下請契約を締結したときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、建設業者に酌量すべき情状があるときは、必要な減軽を行うこととする。
- b 建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したときは、当該建設業者及び当該特定建設業者以外の建設業を営む者で一般建設業者であるものに対し、7日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、建設業者に酌量すべき情状があるときは、必要な減軽を行うこととする。
- c 建設業者が、情を知って、営業停止処分を受けた者等と下請契約を締結したときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

#### (8) 履行確保法違反

- a 履行確保法第5条の規定に違反した場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、15日以上とする。
- b 履行確保法第3条第1項又は第7条第1項の規定に違反した場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

#### 四 その他

- ① 建設業許可又は経営事項審査に係る虚偽申請等建設業法に規定する罰則の適用対象となる不正行為等については、告発をもって臨むなど、法の厳正な運用に努めることとする。
- ② 不正行為等に対する監督処分に係る調査等は、原則として、当該不正行為等があった時から3年以内に行うものとする。ただし、他法令違反等に係る監督処分事由に該当する不正行為等であって、公訴提起されたもの等については、この限りでない。

③ 監督処分の内容については、速やかに公表することとする。

#### 五 施行期日等

- ① この基準は、令和3年7月26日から施行する。
- ② この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前に行われた不正行為等に対する適用については、なお従前の例による。

③ 監督処分の内容については、速やかに公表することとする。

#### 五 施行期日等

- ① この基準は、令和2年10月1日から施行する。
- ② この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前に行われた不正行為等に対する適用については、なお従前の例による。

建設業法施行令第41条第3項に規定する技術検定の受検禁止の措置に関する基準  
新旧対照表

(傍線部分は変更部分)

改正後 (令和3年7月26日)	改正前 (平成26年12月25日)
<p>建設業法施行令第41条第3項に規定する技術検定の受検禁止の措置に関する基準</p> <p>1. 趣旨 本基準は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条第1項の規定に基づく技術検定について、建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」という。）第41条第3項に基づく受検禁止の措置（以下「措置」という。）を行う場合の基準を定めることにより、技術検定を不正の手段によって受け、又は受けようとする行為に厳正に対処し、もって技術検定の公正かつ適正な実施を確保することを目的とする。</p> <p>2. 措置の基本方針 技術検定の公正かつ適正な実施を確保するため、令第41条第3項に規定する措置事由に該当するときは、本基準に従い、迅速かつ厳正に措置を執り行う。</p> <p>3. 用語の定義 本基準において、「不正行為」とは、不正の手段によって技術検定を受け、又は受けようとした行為をいう。 なお、見込みの実務経験で受検を申込み、又は実際に受検した者であって、見込みの実務経験を満たせなかった者については、その旨を合格発表前までに自己申告した場合は、不正行為に該当しないものとする。</p> <p>4. 措置の基準 (1) 一般的基準</p>	<p>建設業法施行令第27条第9第3項に規定する技術検定の受検禁止の措置に関する基準</p> <p>1. 趣旨 本基準は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条第1項の規定に基づく技術検定について、建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」という。）第27条第9第3項に基づく受検禁止の措置（以下「措置」という。）を行う場合の基準を定めることにより、技術検定を不正の手段によって受け、又は受けようとする行為に厳正に対処し、もって技術検定の公正かつ適正な実施を確保することを目的とする。</p> <p>2. 措置の基本方針 技術検定の公正かつ適正な実施を確保するため、令第27条第9第3項に規定する措置事由に該当するときは、本基準に従い、迅速かつ厳正に措置を執り行う。</p> <p>3. 用語の定義 本基準において、「不正行為」とは、不正の手段によって技術検定を受け、又は受けようとした行為をいう。 なお、見込みの実務経験で受検を申込み、又は実際に受検した者であって、見込みの実務経験を満たせなかった者については、その旨を合格発表前までに自己申告した場合は、不正行為に該当しないものとする。</p> <p>4. 措置の基準 (1) 一般的基準</p>

措置の内容は、原則として次の表の左欄に掲げる行為の別に応じ、当該右欄に掲げるとおりとする。

措置事由に該当する行為	受検禁止期間
①他の受検者の答案をのぞき見るなどの不正行為 ②出願に関する不正行為(④に該当する場合を除く。)	1年
③参考書、メモを取り出し利用できる状態に置くなどの悪質な不正行為	2年
④虚偽の出願(替え玉受検、無資格受検など)によって技術検定を受け、又は受けようとするなどの極めて悪質な不正行為	3年

(2) 個別事情による措置の加重又は軽減

- ①不正行為の内容及び情状により受検禁止期間を加重又は軽減することができる。
- ②過去に不正行為を行った者が、再度不正行為を行った場合は、その態様に応じて受検禁止期間を加重することができる。

5. 措置に伴う通知

措置を行った場合においては、措置を受けた受検者に通知するとともに、各指定試験機関へ情報の提供を行うものとする。

6. その他

不正の手段によって技術検定を受け、又は受けようとしたことにより、令第41条第3項に基づき技術検定の受検を禁止された者については、当該検定種目の1級及び2級の受検禁止措置に加え、他の検定種目においても受検禁止の

措置の内容は、原則として次の表の左欄に掲げる行為の別に応じ、当該右欄に掲げるとおりとする。

措置事由に該当する行為	受検禁止期間
他の受検者の答案をのぞき見るなどの不正行為	1年
参考書、メモを取り出し利用できる状態に置くなどの悪質な不正行為	2年
虚偽の出願(替え玉受検、無資格受検など)によって技術検定を受け、又は受けようとするなどの極めて悪質な不正行為	3年

(2) 個別事情による措置の加重又は軽減

- ①不正行為の内容及び情状により受検禁止期間を加重又は軽減することができる。
- ②過去に不正行為を行った者が、再度不正行為を行った場合は、その態様に応じて受検禁止期間を加重することができる。

5. 措置に伴う通知

措置を行った場合においては、措置を受けた受検者に通知するとともに、各指定試験機関へ情報の提供を行うものとする。

6. その他

①技術検定の学科試験、実地試験は一連のものであることから、実地試験における不正行為により、受検禁止の措置を講じる場合には、当該受検者の学科試験の合格の決定を取り消すこととする。

②不正の手段によって技術検定を受け、又は受けようとしたことにより、令第27条の9第3項に基づき技術検定の受検を禁止された者については、当該検定種目の1級及び2級の受検禁止措置に加え、他の検定種目においても受検禁止の

<p>措置を講じることとする。その場合、受検禁止期間は、当該検定種目の受検禁止期間に準じる。</p> <p>7. 施行期日等</p> <p>①この基準は、<u>令和3年7月26日から施行する。</u></p> <p>②この基準は、<u>その施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前に行われた不正行為等に対する適用については、なお従前の例による。</u></p>	<p>措置を講じることとする。その場合、受検禁止期間は、当該検定種目の受検禁止期間に準じる。</p> <p>7. 施行期日等</p> <p>この基準は、<u>平成27年4月1日から施行する。</u></p>
--	---

### 特 集 3

#### 令和4年度 国土交通省・建設業関係予算 概算要求について

令和3年8月に国土交通省が公表した令和4年度不動産・建設経済局関係予算概算要求概要のうち、建設市場の環境整備に係るものについて抜粋し、以下に掲載します。

## 4. 建設市場の環境整備

### (1) 建設産業の働き方改革の実現

**167百万円**（前年度127百万円）

うち新たな成長推進枠75百万円

令和元年4月より施行された働き方改革関連法の成立に伴い、建設業については、令和6年4月より、時間外労働の上限規制が適用されることとなった。

長時間労働の是正等、建設業における働き方改革、生産性の向上の推進に向けては、関係者が総力を上げて取り組むことが必要である。このため、第198回国会（常会）において成立した新・担い手3法の趣旨も踏まえ、建設業の担い手（技術者・技能者）の確保・育成や長時間労働是正のための実効性のある制度運用、ICTツール等の活用を通じて生産性の向上をより一層の推進図っていく。

#### <内 容>

##### ○適正な工期設定・施工時期の平準化等による働き方改革の推進

令和6年4月から、建設業についても罰則付き時間外労働上限規制が適用されることから、働き方改革及び生産性向上等の実現のため、以下の施策を実施

- ・建設業の週休2日の確保状況等について実態調査をし、好事例集の作成等を通じ、横展開を推進
- ・全地方公共団体の入札契約適正化の取組状況を調査・公表し、「平準化統一フォーマット」の普及・「平準化カルテ」の整備を図るとともに、個別団体への改善支援及び進捗状況・取組の「見える化」等を通じた施工時期の平準化等を推進
- ・生産性向上を加速させるため、ICTツールの活用事例の収集及びこれらの普及に向けた安全基準上の課題等を調査・検討
- ・地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手としての役割を全うするため、災害協定の普及・活用状況や重機保有の実態等の調査を行い、地域の災害対応力の強化に必要な改善策を検討

##### ○建設技術者の働き方改革の推進

建設技術者の長時間労働の是正及び生産性向上のため、改正建設業法等を踏まえ、以下の施策を実施

- ・建設現場におけるICT技術の活用状況及び今後の活用推進を踏まえた技術者制度の更なる合理化に向け、建設業界の実態調査を行うとともに、更なる合理化に向けた方策の検討及び実現に向けた課題整理
- ・技術検定受検申請のオンライン化に向け、電子化による効率化及び不正防止の観点から、受検者のデータの照会や突合等を可能にする仕組みの在り方を検討
- ・今後の施工技術のICT化を踏まえ、現場を指揮管理する技術者の技術力の維持・向上を図るため、監理技術者講習やCPDの活用方策を検討

○新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体改正）の概要

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法>

- 発注者の責務
- 適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
  - 施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
  - 適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）
- 受注者（下請含む）の責務
- 適正な請負代金・工期での下請契約締結

- 発注者・受注者の責務
- 情報通信技術の活用等による生産性向上

- 発注者の責務
- 緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
  - 災害協定の締結、発注者間の連携
  - 労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

- 調査・設計の品質確保
- 「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

働き方改革の推進

生産性向上への取組

災害時の緊急対応強化  
持続可能な事業環境の確保

- 工期の適正化
- 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
  - 著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
  - 公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>
- 現場の処遇改善
- 社会保険の加入を許可要件化
  - 下請代金のうち、労務費相当については現金払い

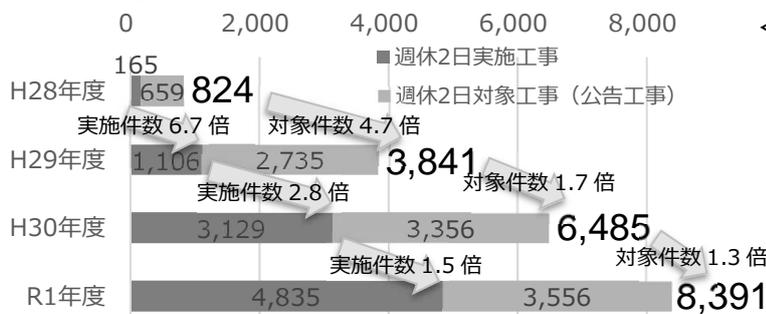
- 技術者に関する規制の合理化
- 監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
  - 主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

- 災害時における建設業者団体の責務の追加
- 建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化
- 持続可能な事業環境の確保
- 経営管理責任者に関する規制を合理化
  - 建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出>

○適正な工期設定等による働き方改革の推進

週休2日工事の実施状況（直轄）



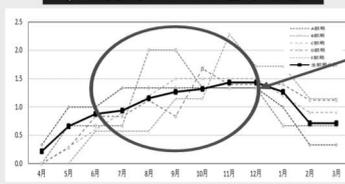
<週休2日の推進に向けた取組>

- 週休2日の実施に伴う必要経費を計上
- 週休2日交替制モデル工事の試行
  - モデルとなる維持工事等において工事従事者が交替で週休2日を確保
- 週休2日実施工事について工事成績評定において加点評価を実施

○施工時期の平準化等による働き方改革の推進

『平準化統一フォーマット』の機能

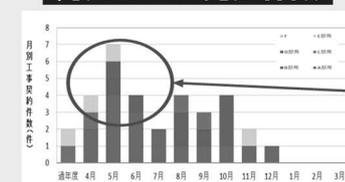
月別の平準化状況



部局別や発注金額別にグラフ化して見える化

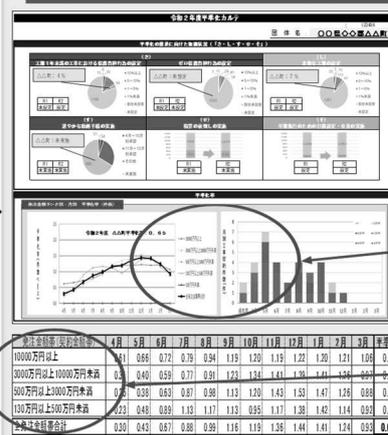
発注見通しを入力すれば、平準化率等の変化をシミュレーションすることも可能

月別の工事発注件数



部局別や発注金額別に、自治体の発注時期の分布状況を視覚化

自治体ごとに『平準化カルテ』を作成



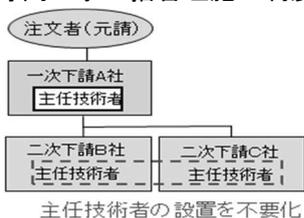
「さしすせそ」の実施状況をデータ化

平準化率や発注時期の分布状況を把握

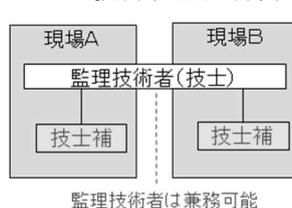
工事規模別の平準化率を分析

○建設技術者の働き方改革の推進

専門工事一括管理施工制度



監理技術者補佐制度



ウェアラブルカメラによる遠隔施工管理

ICT技術の活用状況等を踏まえた技術者制度の更なる合理化

## (2) 建設産業の担い手確保・育成

建設キャリアアップシステム普及・活用等を通じた建設技能者の処遇の改善

45百万円（前年度45百万円）

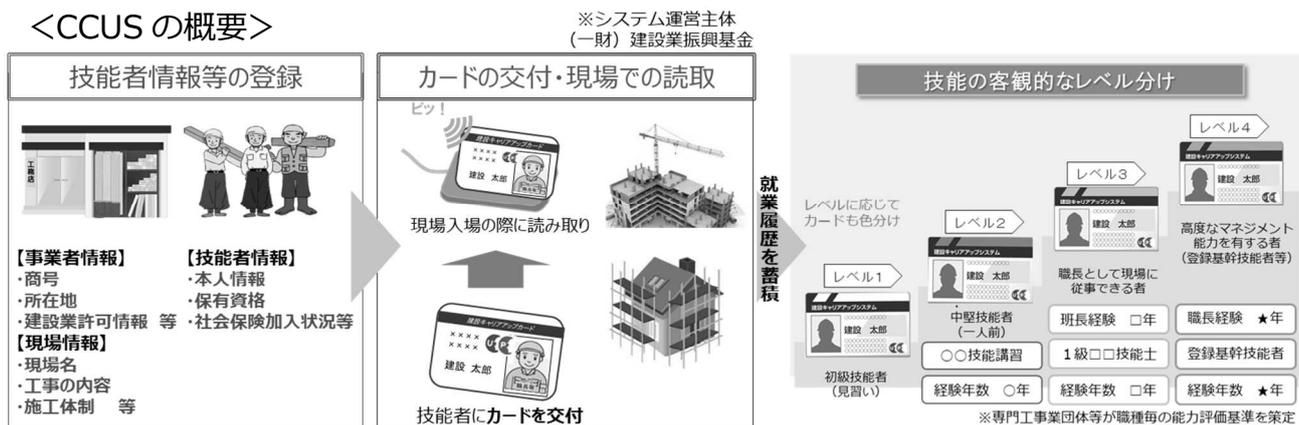
令和2年3月に取りまとめた「建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ」に基づき、建設業退職金共済制度との連携等による建設キャリアアップシステム（CCUS）の普及・活用等を通じ、建設技能者の技能と経験に応じた評価・処遇改善による建設業の担い手の確保・育成を図る。

### <内 容>

○建設キャリアアップシステムを活用した建設産業における女性の定着促進支援

「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」（令和2年1月に国土交通省及び業界団体等が共同で策定）に基づき、建設技能者が就業履歴の蓄積により技能と経験に応じた適正な評価と待遇を受けることができる仕組みであるCCUSを活用し、建設業における女性の入職及び定着を促進する取組を行う。

### <CCUSの概要>



### 女性の入職及び定着促進

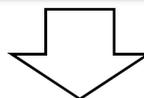
将来の担い手不足が課題となる中、女性の入職及び定着を促進することが重要

	建設業	産業計
女性の離職者数/入職者数	96.9%	90.9%
入職者に占める女性の割合	19.4%	54.8%

※令和6年までの間、それぞれ前年度比で減少（増加）させることが目標。

雇用動向調査（令和元年）を基に国土交通省で算出

### 「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」の策定



○女性の入職及び定着促進にCCUSを活用した優良事例の収集及び優良事例の創出支援、優良事例の横展開

## ○社会保険加入の徹底・定着

社会保険未加入企業に対し建設業許可・更新を認めない仕組みとする改正建設業法施行を受け、法定福利費を適正に行き渡らせるための施策と労働者単位での社会保険加入の徹底・確認強化を図るため、以下の取組を実施

- ・建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会（関係省庁、業界団体等で構成）の開催
- ・法定福利費の更なる見える化の推進や法定福利費等の支払い状況実態調査の実施
- ・社保加入要件化に伴う一人親方化の実態把握、偽装請負防止に必要な取組の実施

## 社会保険加入

## 【企業単位・3保険の加入割合の推移】

H23.10	84%
H24.10	87%
H25.10	90%
H26.10	93%
H27.10	96%
H28.10	96%
H29.10	97%
H30.10	97%
R01.10	98%
R02.10	99%

下請の次数が上がる  
ほど加入割合は低下

元請：99.7%  
1次下請：99.1%  
2次下請：97.1%  
3次下請：94.1%

## 【協議会の開催】

- ・協議会を中心に、関係省庁、建設業団体等が連携して、建設業における社会保険加入対策や処遇改善の取組を推進

## 【イメージ】



※公共事業労務費調査（令和2年10月調査）

## 建設分野における外国人材の適正な活用の推進

### 237百万円（前年度220百万円）

うち新たな成長推進枠55百万円

将来的に生産性向上や国内人材確保の取組を行ってもなお不足すると考えられる労働力を、外国人材の受入れによって中長期的に確保する必要がある。引き続き、有為な外国人材を確保するため、外国人材の適正な処遇の確保等の環境整備を行う。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、特定技能外国人受入数が伸び悩む中、元技能実習生等とのマッチング等により円滑な受入れを促進する。

#### <内 容>

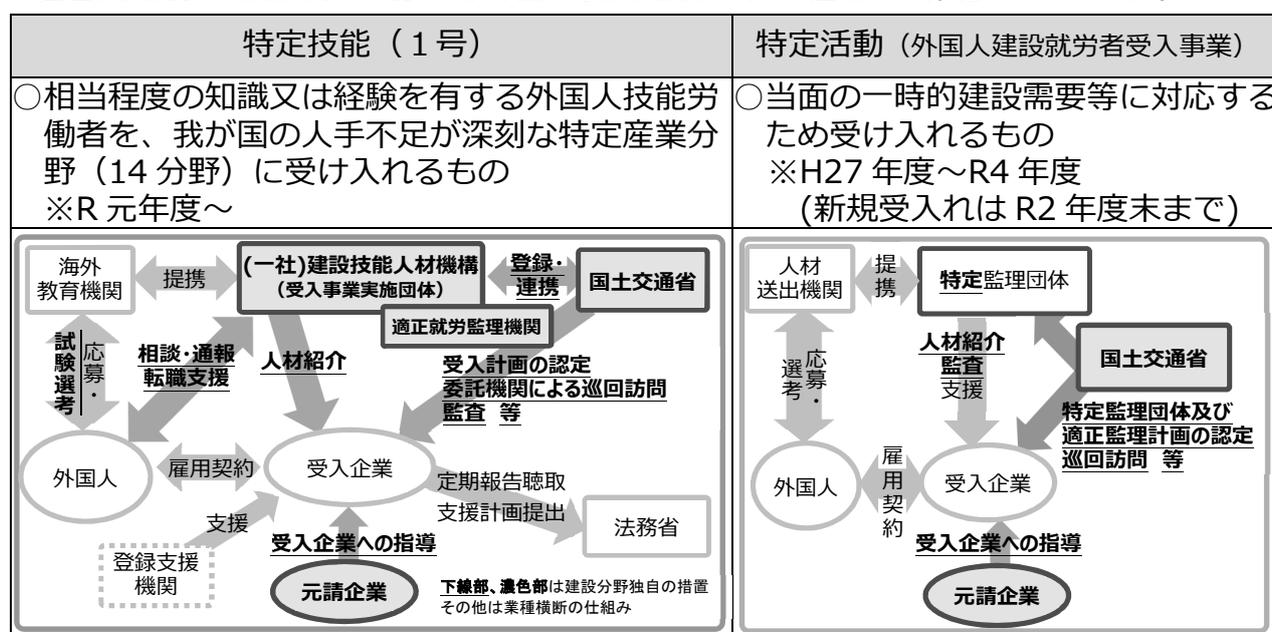
##### ○ 特定技能外国人の円滑な受入れの促進

- ・ 現地送出国等と連携した元技能実習生等の募集・確保と受入企業とのマッチング支援
- ・ 海外試験実施のための現地調査及び環境整備

##### ○ 外国人材の適正な就労の監理

- ・ 受入企業に対する監査
- ・ 受入企業等に対する巡回訪問・母国語相談
- ・ 外国人材の受入状況（賃金水準を含む）に係る実態把握調査
- ・ 外国人材就労管理データベースの維持・運営 等

#### <在留資格別 建設分野における外国人就労者受入れの仕組み（概要・スキーム）>



#### <「建設特定技能受入計画」における国土交通大臣認定の主な審査基準>

- (1) 同一技能の日本人と同等額以上の賃金を支払うこと
- (2) 特定技能外国人に対して、月給制により報酬を安定的に支払うこと
- (3) 建設キャリアアップシステムに登録していること

## 建設職人の安全・健康の確保の推進

**11百万円**（前年度 11百万円）

建設工事の現場での災害により、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体で年間約 400 人ももの尊い命が失われている。このような状況の中、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 28 年法律第 111 号）」に基づく基本計画（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）が策定され必要な施策を展開しているところである。

建設現場における安全衛生対策の着実な実施に向け、安全衛生経費が着実に支払われる仕組みの構築、安全衛生経費の重要性や必要性を普及させるための広報等、安全衛生対策を全国に展開していく取り組みを引き続き実施し、建設職人の安全・健康の確保の推進を図る。

### <内 容>

- 安全衛生経費の着実な支払いに必要なツール作成
  - ・「安全衛生対策項目の元請・下請間の確認表」の作成
- 安全衛生経費の重要性・必要性に関する戦略的広報
  - ・安全衛生経費に関する広報資料の作成
- 安全衛生の推進のための取り組み
  - ・地方ブロック建設工事従事者安全健康確保推進会議の開催

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画  
(平成29年6月)

#### はじめに 現状と課題

#### 第1 基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定
2. 設計、施工等の各段階における措置
3. 安全及び健康に関する意識の向上
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

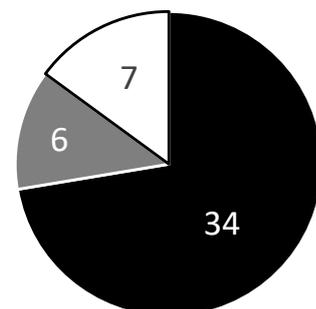
#### 第2 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等
2. 責任体制の明確化
3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施
4. 建設工事の現場の安全性の点検等
5. 安全及び健康に関する意識の啓発

#### 第3 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策
2. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化
3. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた先進的取組
4. 基本計画の推進体制
5. 施策の推進状況の点検と計画の見直し

都道府県計画の策定状況(R3年6月時点)



■ 策定済 ■ 今年度中に策定予定 □ 来年度以降

建設職人の安全・健康の確保のため、幅広い取組を展開  
(R4年度:安全衛生経費の着実な支払いツール作成等)

地方ブロックでの会議開催等により地方における  
基本計画の策定を支援

### (3) 建設産業の生産性向上の推進

#### 生産性向上に向けた地域建設産業の持続性の確保

**1 1 百万円**（前年度 1 1 百万円）

中小・中堅建設企業の生産性向上は必要不可欠であるが、個社レベルでは投資資金・人材が限られており、またノウハウが十分に蓄積されておらず、取組が進捗していない。

そのため、DX対応や企業活動の継続促進に関する相談支援等を行うことで、地域における中小・中堅建設企業の生産性向上と持続性確保を推し進めるとともに、新型コロナを契機としたデジタル化に向けた普及啓発を通じて、建設業におけるDXを促進する。

#### <内 容>

- ・建設産業に精通した中小企業診断士等の専門家よりアドバイスを受けられる「相談支援」、また、特に中小・中堅建設企業が抱える課題解決の参考となるモデル性の高い取組を重点的に支援する「重点支援」を実施

<推進する主な取組> ・DX対応（ICT技術活用など）

- ・企業活動の継続促進（特にM&Aなど）

- ・本支援での事例を通じて、取り組む際の手法や留意点等に関する手引きや事例集を作成し、効果的な水平展開を実施

